

【テーマ1】暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築

めざす方向

◎豊かで快適な大気・水質が保全され、温暖化対策が進み、府民が暮らしやすく、かつ事業活動が行いやすい環境・エネルギー先進都市をめざします。

(中長期の目標・指標) 「将来ビジョン・大阪」に掲げる将来像イメージ「新エネルギー都市 ナンバー1」

- ・新たなエネルギー社会の構築：令和2年度までに太陽光発電の普及促進等により、150万kWを新たに創出 (おおさかエネルギー地産地消推進プラン)
- ・低炭素・省エネルギー社会の構築：令和2年度までに温室効果ガス排出量を7%削減する(平成17年度比) (大阪府地球温暖化対策実行計画)
- ・資源循環型社会の構築：令和2年度までに次の目標を達成する (大阪府循環型社会推進計画)
 - 廃棄物として排出されるものの全体量(総排出量)を、一般廃棄物について278万トン以下、産業廃棄物について1,534万トン以下にする
 - 排出量のうち再生利用される量の割合を、一般廃棄物について15.8%以上、産業廃棄物について32.2%以上にする
 - 焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量を、一般廃棄物について32万トン以下、産業廃棄物について37万トン以下にする
 - 1人1日当たりの生活系ごみ排出量を、403g/人・日以下にする
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築：令和2年度までに環境リスクの高い化学物資の排出量を平成22年度より削減する (大阪21世紀の新環境総合計画)
- ・動物愛護の推進：令和5年度までに犬および猫の返還譲渡率を、それぞれ70%および10%まで向上する (大阪府動物愛護管理推進計画)

低炭素・省エネルギー社会の構築		
<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)>	<何をどのような状態にするか(目標)>	<進捗状況(取組結果)>
<p>■創エネ・省エネの普及推進等</p> <p>・おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、「おおさかスマートエネルギーセンター(*4)」を中心に、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進などを図る。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>◇家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業 6～7月：養成講座開講 8月～2年2月：省エネ相談会開催</p> <p>◇省エネ・省CO2に関する主催セミナーの開催 6月、9月、12月：省エネセミナー開催</p> <p>◇地中熱・下水熱利用の普及促進 5～8月：地中熱ポテンシャルマップの公表、地中熱利用事例集の作成、地中熱利用セミナーの開催</p> <p>8・12月：スマートエネルギー協議会事業者部門会議等における事例紹介等の実施</p>	<p>◇成果指標(アウトカム)</p> <p>(定性的な目標)</p> <p>・「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制などの観点から取組みを進め、産業活動をはじめ大阪の成長や安定した府民生活と調和の取れた、「新たなエネルギー社会の構築」を目指す。</p> <p>▷ [活動指標]</p> <p>・省エネアドバイスを行う推進員の養成：20名</p> <p>・家庭の省エネ個別対応型相談会の実施：800名</p> <p>・事業者の省エネ取組み事例の紹介や、無料省エネ診断・おおさか版イニシャルゼロ省エネ設備改修マッチング事業等をはじめ、府内中小事業者等の省エネを促進。</p> <p>・地中熱・下水熱の利用促進を図るための普及啓発。</p> <p>・新たなスマートコミュニティの府域での実現に向け、市町村や事業者等に対する情報提供や技術的助言を行うなど様々な支援を実施。</p>	<p>年度当初は空欄</p>

■府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制<大阪モデル>の円滑な運営

・太陽光発電施設の不適切な設置や地域住民とのトラブルとの未然防止等を図るため、国・府・市町村で「情報共有」、「連携協力」して対応する仕組み「大阪モデル」(H29.11月体制構築)を円滑に運営する。

(スケジュール)

- ◇7月:「おおさかスマートエネルギー協議会市町村部門会議」において、市町村に対し、大阪モデルの仕組みを再周知し、連携強化。
- ◇「太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議」(以下「協力会議」という。)や「太陽光発電施設の地域共生に向けた大阪府庁内連絡調整会議」(以下「調整会議」という。)を、事案の発生など必要に応じ随時開催。

■大阪府地球温暖化対策実行計画に基づく対策の推進

・温暖化防止条例(*5)に基づき、届出制度、評価制度を運用し、業務部門・産業部門等の大規模事業者(特定事業者)の温室効果ガス排出抑制を進める。
 ・府域における気候変動の影響への「適応(*6)」の取組みを進めるとともに、府民や事業者、NPO等が理解をさらに深めるための啓発を実施する。

(スケジュール)

- ◇条例に基づく届出制度・評価制度
 - 7月:特定事業者向けセミナー
 - 8月、9月:届出(実績報告書、対策計画書)〆切
 - 2年3月:届出の集計結果、評価結果の公表
- ◇気候変動の影響への適応の推進
 - 11月:環境審議会への報告
 - 7~3月:「適応」の啓発

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)
 ・大阪モデルの核である「協力会議」と「調整会議」を通し、「情報共有」、「連携協力」して、太陽光発電施設の適正な設置や地域との共生を図る。

[活動指標]

- ・事業計画認定に係る「申請/認定情報」を府・市町村で情報共有を行ない、法令遵守事項等に関して連携協力の上、事業者に対して指導・助言のもとトラブルを未然防止。
- ・トラブルには、国、府、市町村が役割分担のもと、連携協力し対応。
- ・30年度に作成した条例の雛形をもとに、市町村の条例制定の検討を支援。

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)
 ・NPOや市町村など「適応」を推進する人材づくりを進め、府民・事業者の「適応」の認知度を高めることにより、気候変動の影響による被害を最小限あるいは回避する取組みを進める。
 (数値目標)
 ・特定事業者の温室効果ガス排出量を削減(前年度比1%以上)

[活動指標]

- ・全特定事業者からの実績報告書の届出(約900事業者)
- ・3年に1度、特定事業者が提出する対策計画書に基づく評価の実施(約200事業者)
- ・啓発の担い手向け「適応」学習会の開催 4回
- ・地域における「適応」の啓発 4地域
- ・事業者向け「適応」セミナーの開催 1回

年度当初は空欄

■猛暑対策の推進

- ・猛暑に「気づく」「学ぶ」「行動する」を府民に普及し、猛暑による人への影響の軽減を図る。
- ・クールスポットモデルの整備促進により、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善につなげる。また、情報発信を充実させ、クールスポット等の利用を促進する。

◇(スケジュール)

- ◇大阪府猛暑対策検討会議の開催
 - 5月：今夏の予報と府の猛暑対策に関する意見交換
 - 10月：今夏の府の猛暑対策についての検証
- ◇クールスポットモデル拠点推進事業
 - 4月：第1回公募
 - 7月：第2回公募
 - 9月：第3回公募
- ◇猛暑に備える普及啓発事業
 - 4月：暑さ対策情報ポータルサイトの開設
 - 4～5月：企業と協賛したみどりのカーテンづくりの取組み促進
 - 4～10月：啓発チラシの作成・配布
 - 5～10月：暑さ対策セミナー等の開催
 - 6～10月：熱中症の危険を知らせる電光パネルの設置

◇成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)

- ・暑さ対策セミナー等における啓発・注意喚起や、暑さ指数の活用促進を進め、府民の「気づく」ことを高めることにより、猛暑による被害を最小限あるいは回避する取組みを進める。

〔活動指標〕

- ・暑さ対策に関する啓発
 - 教育関係者向けセミナーの開催：1回
 - 福祉関係者向けセミナーの開催：1回
 - その他連携セミナー・イベント等の開催：7回
- ・クールスポットモデル拠点の整備：7件
- ・企業と協賛したみどりのカーテンづくりの取組促進：幼稚園や高齢者施設等
- ・暑さ対策の啓発チラシ配布：教育施設等

年度当初は空欄

資源循環型社会の構築

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（取組結果）>
<p>■循環型社会推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28 年度に策定した、「大阪府循環型社会推進計画(目標：令和 2 年度)」に基づき、資源の循環的利用のほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理等を推進するため、市町村と連携した 3 R(*7)の推進、プラスチックごみや家庭における食品ロス(*8)の削減に向けた啓発、建設混合廃棄物の発生抑制・適正処理等の促進を行う。 ・計画の進捗管理のため、数値目標の達成状況や、施策等の実施状況を確認し公表する。 ・次期計画の策定について環境審議会に諮問し、部会を開催する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 月：30 年度における計画目標の実績値と施策の実施状況について庁内・市町村へ照会 8 月：進捗状況の取りまとめ・庁内調整 9 月：進捗状況の公表 12 月：環境審議会に諮問、部会設置 1～3 月：部会を開催（第 1 回） 	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と連携して施策の実施状況を的確に把握し、計画の進捗状況を公表することにより、計画の目標（排出量、再生利用率、最終処分量、1 日 1 人当たりの生活系ごみ排出量）達成を目指す。 <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況公表：9 月（報道提供、HP 掲載） ・全市町村との情報交換：各ブロックごとに開催計 6 回(リサイクルの現状や課題、優良な取組事例等) ・事業者向け説明会：15 回(建設混合廃棄物の発生抑制等) ・環境審議会部会開催数：1 回 	<p style="text-align: center;">年度当初は空欄</p>
<p>■プラスチックごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、業界団体等への「プラスチックごみゼロ宣言」の働きかけや、府民のさらなる理解と取組みの推進に向け、シンポジウムを開催するとともに、パネル等の啓発資材を作成し、事業者や府民のプラスチックごみゼロに向けた取組みを促進する。 ・有識者、業界団体、NPO、市町村等で構成される「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、事業者の具体的な取組みを検討する。 ・産業廃棄物の廃プラスチック類の発生から処理までの状況を把握し、必要に応じて対応策を検討する。 ・プラスチックごみ削減に配慮した物品調達等、庁内の率先的な取組みを進める。 ・環境農林水産総合研究所と連携し、大阪湾におけるマイ 	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」や、シンポジウム、イベント等における啓発等により、プラスチックごみゼロに向けた、庁内はもとより、事業者、府民の機運醸成や取組みが進み、プラスチックごみ対策の取組みが促進される。 ・「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、国内外の先進的取組みや課題等を共有し、事業者の新たな取組みを促進する。 ・廃プラスチック類を多量に排出する事業者等の取組み状況をヒアリングし、有効な取組みについては情報共有を行い、排出事業者の意識向上を図る。 	<p style="text-align: center;">年度当初は空欄</p>

<p>クロプラスチックの調査を実施する。</p> <p>(スケジュール) 4月～：グリーン調達等の庁内の率優先的取組み 4月～：宣言の働きかけ 6・10月：シンポジウムの開催 7～8月：第1回ネットワーク会議 8～11月：府民啓発（イベント、小売店等） 1～2月：第2回ネットワーク会議 通年：産業廃棄物の廃プラ類の状況把握等 ◇大阪湾におけるマイクロプラスチックの実態把握 9月、12月：試料採取、個数調査 2年3月：結果とりまとめ</p>	<p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議開催数：2回 ・シンポジウムの開催：2回（参加者：計500名） ・府民啓発数：イベント2回、小売店5店舗 ・府民アンケート：1000人 ・事業者等へのヒアリング回数：30回（廃プラスチック類を多量に排出する事業者等） ・マイクロプラスチック実態調査：2回 	
<p>健康で安心して暮らせる社会の構築</p>		
<p><今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）></p>	<p><何をどのような状態にするか（目標）></p>	<p><進捗状況（取組結果）></p>
<p>■PCB適正処理（PCB特措法改正に伴う強化取組みの着実な実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末までの完全処分を保有者に対して義務付けた高濃度PCB(*9)使用製品及び廃棄物について、府域の保有実態を把握し、期限内の完全処分を目指す。 <p>(スケジュール) 4～8月：PCB含有不明の安定器保有者への銘板確認指導、電気保安技術者による銘板調査 5～3月：PCB含有機器リストの事業者の追跡確認・指導 6月～：保有事業者への届出・適正処理指導 通年：10人未満の事業所へポスター等で周知</p>	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こされた事業者に対して期限内の適正処理を指導し、府内のPCB汚染を防止。 <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB含有不明の安定器保有者へ銘板確認を指導（215者） ・PCB含有機器リストの事業者の処理・保有状況を追跡確認（656者） ・未処理事業者の立入指導（60回） 	<p>年度当初は空欄</p>

<p>■「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類の滞留など課題がある大阪湾奥部において、民間公募により、水質改善や生物生息の場の創出に寄与する環境改善モデル設備等を設置する。 ・環境NPOと連携して、小学生等を対象に大阪湾の魅力スポット等を巡り、環境学習を実施するエコバスツアーを開催するとともに、大阪湾魅力マップを作成し、配布することにより、大阪湾の水質保全や海ごみ削減等について啓発する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇環境改善モデル設備の公募 <ul style="list-style-type: none"> 第1回：5月 第2回：8月頃 ◇エコバスツアーの実施 <ul style="list-style-type: none"> 8月、11月 ◇大阪湾魅力マップ <ul style="list-style-type: none"> 8月：大阪湾魅力マップ作成 	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境改善モデル設備の成果を他の水辺へ拡大するなど、湾奥部全域への取組み拡大の契機とする。 ・大阪湾への訪問客を増やすことで、より愛着・魅力を感じてもらい、水質保全や海ごみ削減等に関する府民の環境配慮行動を促進する。 <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境改善モデル設備の設置：2件 ・エコバスツアーの実施：2回（各40名程度） ・大阪湾魅力マップの配布：1,000部 	
--	--	--

すべてのいのちが共生する社会の構築

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（取組結果）>
<p>■動物の愛護と適正管理の取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の引取り数削減と譲渡の推進を図り、人と動物が共生できる社会の実現に向け、大阪府動物愛護管理推進計画に則した行動計画である「おおさか動物愛護アクションプラン」に基づき、様々な事業を展開。また、動物愛護管理センターの取組みに賛同する方から寄附を募り、基金事業として新たな事業を実施し、更なる動物愛護管理行政の推進を図る。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇府推進計画及びアクションプラン ・アクションプランの進捗管理を行う。国の基本方針見直しに備えて、府推進計画（26年～5年）の進捗状況を把握する。 ◇基金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡を促進する事業：トレーニングやトリミングによって譲渡 	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理センターを拠点として、関係機関と連携のうえ、各種施策等を展開し、社会全体で殺処分がゼロとなることを目指す。 ・犬猫の引取り数の削減や返還譲渡率の向上を目指す。 <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所者数：3,500名 <ul style="list-style-type: none"> *譲渡前講習会定期開催 *ふれあい体験随時開催 *自然活用型ゾーンを活用したイベント等の拡充 等 ◇基金事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡を促進する事業 <ul style="list-style-type: none"> : 譲渡 10頭 	<p>▶</p> <div data-bbox="1697 1114 2033 1257" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <p>年度当初は空欄</p> </div>

<p>を促進する。 随時：対象動物ごとに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者のいない動物を減らす事業：所有者のいない動物（野良猫等、特に子猫）を減らす仕組みづくりを支援する。 <p>4月～8月：関係者等（市町村、事業実施者）と事業実施に向け調整。 市町村からの申請があった地域から、順次事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手厚い管理が必要な動物を救う事業：離乳期の子猫等の手厚い管理が必要な動物の飼養管理を動物病院へ委託する。 随時：手厚い管理が必要な動物に対し実施。 子猫育成サポート事業：府民ボランティアへ子猫を一時預けて育成をサポートしてもらう。 随時：対象となる離乳期の子猫が入り次第ボランティアに対して協力を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者のいない動物を減らす事業 ：実施地域4地域 手厚い管理が必要な動物を救う事業 ：45頭 子猫育成サポート事業 ：25頭 動物虐待ホットライン（仮称）の設置 	
--	--	--